資料１－２

諸外国における
青少年のインターネットの利用を
巡る課題と対策について

～オーストラリア、イギリス、アメリカ、ＥＵ～

令和７年２月12日
第2回　インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するWG

オーストラリアにおけるこどものインターネット利用に係る課題と対策

利用状況

- ○ コロナ禍を受け12～17歳のオンライン接続時間は増加傾向。女子よりも男子の方が長い。
- ○ 16～17歳の約8割がSNSを「ほぼ毎日利用する」と回答。女子の方が開始時期が早く、利用頻度も上回っている。
- ○ 12～17歳の約40％が過去6か月間でオンライン上で不快な経験をしたと回答。

課題

- ○ ネットいじめ
- ○ 青少年にとって不適切となる情報（虚偽・誤解を招く情報等、人を動揺させたり不快にさせるもの）
- ○ 違法コンテンツ（児童の性的搾取、テロ行為、殺人等の犯罪、自殺を描写・扇動等するもの）
- ○ 有害コンテンツ（流通・販売が禁止されている出版物等、成人指定がされている露骨な性描写があるもの）

法律による措置（2015-）

- ○ 2015年、「児童オンライン安全強化法」（Enhancing Online Safety for Children Act）制定。
- ○ ネットいじめの被害者・保護者、違法情報等を発見した第三者は、ネット安全コミッショナーに申立てができる。
- ○ 条件を満たす場合は、ネット安全コミッショナーから個人や事業者に対して削除通告ができる。
- ○ ネット安全コミッショナーが必要と判断した場合、事業者等に対してアクセス遮断請求ができる。

※ ネット安全コミッショナー（Children's e-Safety Commissioner）
2015年、通信、教育、司法等、省庁横断的に所在するネットいじめ関連の政策権限を集約するために設置され、ソーシャルメディアや違法投稿者に対する規制権限が付与された。2017年、「eSafety委員会（eSafety Commissioner）」に改組。

民間団体の取組

民間団体が、こども向けのオンラインリテラシー教育（オンライン上での個人情報の取扱や、ネットいじめに遭った際の対処法等）や、教育関係者向けのウェビナー等を開催。

保護者・家庭での取組

- ○ 技術的な手段を用いたインターネット利用の管理
- ○ 親子間でのルールづくり
- ○ 警告サービスの利用

オーストラリアにおける いわゆる「SNS規制」について

課題

（「オンライン安全法」改正法案の趣旨説明から）

○　こどもが、薬物乱用・自殺・自傷行為・暴力的コンテンツなど極めて有害なコンテンツをオンラインで閲覧

○　こどもが、危険な食習慣を促進するコンテンツにさらされている

（合同特別委員会の報告書から）

○　問題ある長時間利用が、発達や健康に対して悪影響を与える可能性

○　SNSの利用がこどものメンタルヘルスに与える影響に対する懸念。

○　摂食障害を訴える青少年が急速に増加。SNS上で理想の容姿を目にした利用者が抱く劣等感が要因との研究結果。

↓

オーストラリア人の保護者の95％が、オンライン上の安全を子育てにおける最も困難な課題の一つと感じている。

法律による措置（2024-）

○　特定のSNS等運営企業に対し、16歳未満が接続できないようにする合理的な措置を義務付け、違反した企業には最高4950万豪ドルの罰金を科すよう、「オンライン安全法」（Online Safety Act）を改正。

○　規制対象となるプラットフォームは大臣が指定することとされており、少なくともTikTok、Facebook、Instagram、Reddit、X、Snapchatが規制対象になる一方、WhatsApp等のメッセージアプリや、オンラインゲーム、YouTubeは対象外とされる見込み。

○　年齢認証の仕組みについて検討を要するとの理由から、施行まで最低１年を要するとされているところ、現時点で具体的な方法は未定。

イギリスにおけるこどものインターネット利用に係る課題

利用状況

○　3～4歳の84%、5～7歳の96%、8～11歳の98%、12歳～17歳の100%がインターネットを利用している。
○　年齢別にSNS上の行動を見ると、コンテンツの共有や投稿のような能動的な発信行動は年齢が上がるごとに増加。
○　一方、コンテンツを読む、視聴するといった受動的な行動は年齢が上がるごとに減少。

課題

○　ネットいじめ

（ロンドン大学の国立社会研究センターの調査研究）

▶　こどもがネットいじめに関与する動機として、権力や支配欲、社会的及び仲間からのプレッシャーなどが挙げられている。
▶　こどもがネットいじめを受ける理由はさまざまであり、外見、性格、興味などの違い、個人的な意見の不一致、人間関係の崩壊などが挙げられている。
▶　ネットいじめは、こどもがオンラインで交流するあらゆる場所で発生し、その時点で最も人気のプラットフォームに集中する傾向がある。
▶　また、ネットいじめの行動と内容はプラットフォームの種類によって異なり、例えば画像をやり取りするSNSでは、人の外見に関する否定的なコメントが発生する可能性が高い。
▶　ネットいじめが薬物乱用、自傷、自殺念慮、摂食障害の発症につながる事例について言及。

○　違法情報（児童の性的搾取と虐待、テロ、犯罪の助長、自殺の促進または、ほう助に関する情報）

○　こどもに有害な情報
・主要な優先コンテンツ：ポルノ、自傷行為、摂食障害等に関するもの
・優先コンテンツ：いじめ、ヘイト、危険なスタントやチャレンジの推奨等に関するもの

○　インターネット上で不適切なコンテンツにさらされることが、摂食障害、精神疾患を引き起こすことが指摘されている。

イギリスにおけるこどものインターネット利用に係る対策

法律による措置（2023-）

○　「オンライン安全法」（Online Safety Act）により、一定の条件を満たすオンラインサービスの提供者に対し、違法又はこどもに有害なコンテンツや活動によるリスクを特定・軽減・管理する義務を課す。
○　アクセス評価：ユーザーに相当数のこどもを含むもの、こどもを惹きつけるものである場合に、自らの提供するサービスのアクセス評価を実施しなければならない。
○　アクセス防止措置：事業者は、こどもに有害なコンテンツへの接触を防ぐため、適切なシステム及びプロセスにおいてサービスを運用しなければならない。
○　義務違反があった場合、最大1800万ポンド又は当該企業の最終事業年度における全世界売上高の10％の高い額が制裁金として課せられる可能性。

政府・民間の取組

○　政府や民間企業が、学校がカリキュラムの中でオンラインの安全に関する教育に取り組めるよう、補助的な情報を公開。
○　「Safer Internet Day」として、年に一度、BBCをはじめとする様々な機関がこの日に合わせて、教育的コンテンツの発信やイベントを実施。
○　関連事業者に対し、13歳未満のこどもにサービスを提供する場合には、対象年齢層に適した言葉の使用、コンテンツの制限に関する検討、保護者の関与等について配慮するよう呼び掛け。

保護者・家庭での取組

すべての携帯電話会社が、こどもがアクセスできるコンテンツを18歳未満に適したものに制限するペアレンタル・コントロール・サービスを無料で提供（ただし、希望する場合には、利用者自身で携帯電話会社に依頼する必要がある）。

アメリカにおけるこどものインターネット利用に係る課題と対策①

利用状況

○　アメリカの未成年（３歳～18歳）の97％がインターネットにアクセスできる環境にある。
○　デジタルデバイスの所有率は13～18歳で約９割。
○　リモート学習の普及、動画・SNS・ゲーム等オンラインコンテンツの充実化が影響。

課題

○　ネットいじめ
　▶　2021年の調査によると、ティーン（13～17歳）がネットいじめを経験した割合は約50％に上った。
○　オンライン上のハラスメント行為（人種、出身国、性別、性的志向や性自認、年齢、障害及び宗教に基づく差別的嫌がらせ）
○　ソーシャルメディア上でチャレンジと称して危険・破壊行為の動画を拡散する行為

法律による措置

○　アラスカ州を除くほとんどの州法で制定されている。

イリノイ州 House Bill 3425　（2023年６月成立・施行）
ネットいじめ対策として、州内の学校に対し、①いじめ防止ポリシーを作成すること、②いじめに関する情報を州教育委員会へ報告すること、③いじめ発生を認識してから24時間以内に保護者へ通知すること等を規定。

民間団体の取組

Common Sense Media
　調査報告や、各種メディアコンテンツのレーティング、教育ツールの提供等の啓発活動を行っている非営利団体。
iKeepSafe
　幼稚園から高校生までの未成年がオンライン上のリスクに対応するための枠組みや、こどもと保護者の話し合いを促進するようなテクノロジーの使用に関する指針を提供している非営利団体。

保護者・家庭での取組

○　５～11歳のこどもの保護者に対する調査（2020年）
　▶　スクリーンタイムを制限している　86％
　▶　こどもが使用するアプリを確認している　75％
　▶　通話記録やメッセージ履歴を確認している　49％
　▶　位置情報の追跡を行っている　33％

アメリカにおけるこどものインターネット利用に係る課題と対策②

課題

○　セクスティング（電子またはデジタルテクノロジーを通じて、性的なコンテンツを他者に送信する行為）
　▶　アメリカの青少年の１～２割がセクスティングの経験がある。

○　セクストーション（性的コンテンツを拡散しないことの見返りに、追加の性的コンテンツや性的行為、金銭を要求する脅迫行為）
　▶　近年では金銭を得ることを動機とした金銭的セクストーションが急増。

○　児童ポルノ

法律による措置

○　セクスティング法は27州で制定されているが、未成年のセクスティングへの対処は州法により異なる。

セクストーション法（州法）
サウスカロライナ州 House Bill 3583（2023年５月成立・施行）
セクストーション犯罪を懲役刑に値する重罪とし、脅迫に利用される画像はデジタルで合成したものも含まれるとした。各学校での教育も義務付けられており、州教育委員会は教育状況を毎年報告しなければならない。

連邦法
1996年児童ポルノ防止法
児童ポルノの製造・販売・所持等を禁止し、重罪とする。
アダム・ウォルシュ2006年児童保護安全法
性犯罪者のデータベース登録等、性的搾取から児童を守り、インターネットの安全性を促進する。

民間団体の取組

全米こどもの権利擁護センター（NCAC）
　メンタルヘルスや児童性的虐待に関する介入・予防サービスを提供。アメリカ各州及び世界41ヵ国以上で運営されている非営利団体「こどもの権利擁護センター（CAC）」のモデルとなっており、性的虐待を受けている児童へのケア及び性的虐待の捜査に関する研修を行っている。

事業者の取組

Tech Coalition
　オンラインにおける児童の性的搾取や虐待と闘うために協力することを目的とした世界的なテクノロジー企業連合。
　Meta、Google、Microsoft等が所属している。業界関係者の協力を促し、知識の共有やスキルの向上により業界全体の取組を促している。

アメリカにおけるこどものインターネット利用に係る課題と対策③

課題

○　メンタルヘルス
○　デジタルデバイスの長時間利用
　▶　一日のスクリーンメディア平均利用時間はトゥイーン（8～12歳）が5時間33分、ティーン（13～18歳）が8時間39分であり、2019年から2022年にかけて大幅に増加。
○　身体的イメージへの悪化
　▶　摂食障害や自らの身体への不満、他者との比較、自尊心の低下等につながる恐れ。
○　不適切情報へのアクセス

法律による措置

テキサス州 House Bill 18　保護者のエンパワーメントを通じたオンラインにおける未成年保護法（2023年 6 月）
デジタルサービス事業者は、自殺・自傷行為、薬物乱用、いじめ、性的搾取等の有害な情報を促進・美化するコンテンツを未成年が目にすることを防ぐよう対策を策定しなければならない。
対策の例として、第 3 者によるフィルタリングサービスのレビューや定期的な監督が要求されている。

○　ユタ州のウェブサイトでは、ソーシャルメディアによるメンタルヘルスの問題に対し強い懸念が示されている。

ユタ州 ソーシャルメディア規制法（Social Media Regulation Act）Senate Bill 152, House Bill 311（2024年3月）
ソーシャルメディア事業者は、ユタ州在住の未成年のアカウント所有者に対し、依存症を引き起こす可能性のある機能等をそのプラットフォーム上で提供してはならない。また、未成年者が依存症に陥っていると感じた場合や身体的、精神的、感情的な危害等を被った場合、事業者を訴える権利を付与。

民間団体の取組

988 Suicide & Crisis Lifeline
　自殺やメンタルヘルスの危機に瀕している未成年に対して心理的サポートを提供。ヘルプラインも設置している。
The Innocent Justice Foundation
　被害に遭った未成年向けのメンタルヘルストレーニングプログラムや、専門機関に対しトラウマの軽減・回復のための知見を提供。

学校・学区の取組

オンラインセラピーセッション
　ソーシャルメディアの普及等により、若者のメンタルヘルスの危機が増加している一方で、スクールカウンセラーのリソースは不足している。そのため、カルフォルニア州ロサンゼルス郡をはじめ、アメリカの最大規模の学区の多くが民間企業と契約してオンラインセラピーセッションを提供している。

アメリカ連邦政府で検討中の取組

背景

○　2024年７月、未成年のプライバシー保護を重点に置いた青少年オンラインプライバシー保護法 （COPPA2.0）と共に、児童オンライン安全法（KOSA）の法案がアメリカ議会上院で可決。下院では未議決。

○　透明性と消費者保護を強化することに関する責任をオンラインプラットフォーム事業者へ課す。

▶　メンタルヘルス、依存症、不適切なコンテンツへの曝露、未成年への性的搾取に対処。

法律案の内容

児童オンライン安全法（KOSA, Kids Online Safety Act）

○　対象

インターネットに接続され、未成年が使用する可能性が高いアプリケーションやソーシャルメディア等のサービスを運用するオンラインプラットフォーム（インターネットサービスプロバイダー等は除外）

○　法案の内容

▶　製品又はサービスの設計と運用において、その使用から生じ得る問題（自殺行為、依存症、暴力、ネットいじめ、ハラスメント、性的搾取等）に対処し、未成年者への危害を防止及び軽減するための合理的な措置を講じること。

▶　プライバシー設定へのアクセス、製品・サービス購入の制限、利用時間のコントロール等、こどものオンラインプラットフォームの利用を管理するツールを保護者へ提供すること。

▶　未成年のアカウントに対して、デフォルトでプライバシーとセキュリティを強化した設定の提供。

▶　保護者・未成年・学校が未成年に対する特定の危害を報告できるような機能の設置。

▶　未成年に対する予見可能なリスクを特定し、予防と軽減の取組を説明する第三者監査の年次公開報告書の公開。

▶　未成年にそぐわない製品やサービス（たばこやギャンブル等）に関する宣伝の促進の禁止。

▶　大規模なウェブサイト・アプリ・検索エンジン・ソーシャルメディアにおいて、特定の要件を満たさない限りアルゴリズム（利用者のデータに基づいて、優先順位を設定し情報を提供する機能）を適用することの禁止。

▶　オンラインプラットフォームのサービスが上記の事項へ違反していることで、州民の利益が脅かされ、悪影響を受けている場合、州司法長官は、州裁判所へ民事訴訟を起こすことができ、サービスの禁止と賠償金の支払いを要求することができる。

EUにおけるこどものインターネット利用に係る対策

背景

デジタルサービスに関する一連の措置の強化として導入

○　欧州議会は、2022年７月５日の本会議においてEUのオンラインプラットフォーム政策の中心となるデジタル市場法案とデジタルサービス法案を採択した。

○　DSAは、デジタル化とサービスの利用拡大により生じた新たなリスクと課題を解決し、①安全でアクセスしやすく、予測可能で信頼できるオンライン環境と、②欧州連合基本権憲章で保障された基本的権利及び自由の行使を確保するために、オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者の義務を規定することを目的としている。

法律による措置（2023-）

EUのオンラインプラットフォーム政策

○　DMA（Digital Market Act, デジタル市場法）2023年施行

公平でオープンなデジタル市場を目指す

○　DSA（Digital Service Act, デジタルサービス法）⇦ 未成年者の保護を規定　2024年全面施行

オンライン環境においてこどもを含むサービスの利用者の基本的権利を保護

・特に弱い立場に置かれる未成年者（minors）に特別に配慮すべき義務規定として、利用規約の説明、未成年者に対する広告の制限、提供サービス等の未成年者へのリスク評価、リスク軽減措置などが定められている。

政府・民間の取組

○　**欧州サイバーセキュリティ機関**

EUとの契約に基づく官民パートナーシップ（cPPP）により2016年に成立した官民の機関が参加する分野横断的で独立したメンバーシップ組織が、Youth4Cyber と名付けられた取組により、６歳から26歳の青少年を対象にして意識向上と啓発活動を行っている。

○　**Insafe and INHOPE**

欧州全域のSafer Internet Centres（SICs）のネットワークを通じて連携しており、スキル、知識、戦略を身につけられるキャンペーンを展開している。

○　**学校関係者等への情報提供**

欧州委員会（EC）、Safer Internet Centres （SICs）、その他の関係者は、Better Internet for Kids（BIK）アジェンダを通じて、欧州各地の教師、教育者、その他の専門家と協力している。

保護者・家庭での取組

○　LSE（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）の調査によれば、ペアレンタルコントロールを使い、こどもたちがアクセスするコンテンツをブロック又はフィルターすると答えた保護者が多く、次いでペアレンタルコントロールを使ってこどもたちの利用状況をモニターする保護者となっている。さらに、ペアレンタルコントロールをこどもたちの位置確認のために利用するという結果となっている。

（EU Kids Online 2020）